様式第十三（第三十一条関係）

裁決申請書

（略）

3　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第８号、第18号又は第19号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額

4　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第８号、第18号又は第19号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳

（略）

様式第十六（第三十五条関係）

裁定申立書

（略）

1　賃借権の目的である施設建築物の一部の所在

（略）

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更） **第九十条**　法第二百四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第二百五条第一項第五号、第十号、第十四号、第十九号又は第二十号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更 三　法第二百五条第一項第二十一号に掲げる事項のうち防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更 四　（略） （権利変換計画に関する図書） **第九十一条**　（略） 2　（略） 3　法第二百五条第一項第二号から第二十五号までに掲げる事項は、別記第十八号様式の権利変換計画書を作成して定めなければならない。 （権利変換計画に定めるべき事項） **第九十二条**　法第二百五条第一項第二十五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （防災施設建築敷地等の価額の概算額） **第九十三条**　法第二百五条第一項第四号に掲げる防災施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十八号及び第十九号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該防災施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額（以下「合計価額」という。）以上であり、かつ、法第二百十三条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該防災施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該防災施設建築敷地の価額（この項及び第三項において「敷地価額」という。）から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた防災施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占	（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更） **第九十条**　法第二百四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第二百五条第一項第五号、第十号、第十七号又は第十八号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更 三　法第二百五条第一項第十九号に掲げる事項のうち防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更 四　（略） （権利変換計画に関する図書） **第九十一条**　（略） 2　（略） 3　法第二百五条第一項第二号から第二十三号までに掲げる事項は、別記第十八号様式の権利変換計画書を作成して定めなければならない。 （権利変換計画に定めるべき事項） **第九十二条**　法第二百五条第一項第二十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （防災施設建築敷地等の価額の概算額） **第九十三条**　法第二百五条第一項第四号に掲げる防災施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十六号及び第十七号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該防災施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額（以下「合計価額」という。）以上であり、かつ、法第二百十三条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該防災施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該防災施設建築敷地の価額（この項及び第三項において「敷地価額」という。）から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた防災施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占

様式第十三（第三十一条関係）

裁決申請書

（略）

3　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第８号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額

4　都市再開発法第73条第１項の権利変換計画において定められた同項第３号、第８号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳

（略）

様式第十六（第三十五条関係）

裁定申立書

（略）

1　借家権の目的である施設建築物の一部の所在

（略）